

平成30年（ワ）第237号、令和元年（ワ）第85号、第143号、第219号
「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（11）

～被告東電の和解案受諾義務違反について～

令和2（2020）年5月27日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 日置雅 晴



同 弁護士 濱野泰嘉



同 弁護士 松田耕平



同 弁護士 山本悠一



目次

第1 はじめに	4
1 被告東電による和解案受諾拒否	4
2 「諾否の自由」は制限されること	4
第2 信義則上の義務違反による賠償責任.....	5
1 信義則に基づく責任であること	5
2 信義則上の義務が生じる要件について	6
第3 被告東電には信義則上の和解案受諾義務があること	7
1 被告東電の加害者としての高度の責任.....	7
(1) 原子力事業者の責任（無過失責任・無限責任・責任集中）	7
(2) 被告東電は「加害者」であり、加害態様が悪質であること	8
(3) 本件原発事故による被害結果が甚大であること	8
(4) 小括.....	9
2 本件原発事故における賠償制度の制度趣旨から被告東電には迅速・適正賠償に応じることがより強く求められること	9
(1) はじめに	9
(2) 簡易・迅速・適正賠償を目的としてADR制度が構築されたこと	10
(3) 賠償原資に国費が投入されていること	12
(4) 特別事業計画による和解仲介案尊重の表明	17
(5) 小括.....	19
3 浪江町民において本件和解案受諾への相当高度の期待・信頼があり、同期待・信頼が合理的で法的保護に値するものであること	20

(1) はじめに	20
(2) 和解仲介案尊重の対外的表明	21
(3) 被告東電が和解仲介案を受諾していること	22
(4) その他実際の和解への期待を示す各種事実	26
4 小括	30
第4 信義則上の義務違反について	31
第5 信義則上の義務違反に正当な理由がないこと	31
1 本件和解案が内容的にも手続的にも合理性を有すること	31
(1) 内容的合理性	31
(2) 手続的合理性	32
2 その他正当な理由がないこと	32
第6 結語	32

第1 はじめに

1 被告東電による和解案受諾拒否

浪江町集団ADRの申立人らをはじめとする浪江町民である原告らは、原紛センターから和解案が提示された際、被告東電が、これまで一貫して対外的に公表してきた「和解仲介案の尊重」の方針に基づき、当然のごとく本件和解案を受諾するものと強く信じていた。

しかしながら、被告東電は、何らの合理的理由もなく本件和解案の受諾を拒否し続け、その結果、浪江町集団ADRは打ち切りとなり、浪江町民である原告らの、本件和解案による和解契約成立への期待ないし信頼を裏切った。

2 「諾否の自由」は制限されること

原賠法は、第18条において、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合における和解の仲介等を行わせるため、文部科学省に原賠審を置くことができると定めており、この文部科学省管轄の原賠審に設置された原紛センターにおいて和解仲介手続が行われることになっている。

そして、原紛センターにおける和解仲介手続の具体的な内容が定められた原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（以下「和解仲介業務規程」という。甲A9）は、第28条第4項において、いわゆる「諾否の自由」を規定しており、紛争当事者が私人間であることを前提に、私的自治の原則を確認的に規定している。

しかしながら、この「諾否の自由」は、本件原発賠償における諸々の経緯からすれば、その適用が制限され、その結果、被告東電には、原紛センターから適法に提示された和解案を受諾しなければならないという信義則上の和解案受諾義務が認められる。しかるに、被告東電は、何らの合理的理由なく本件和解案を拒否したのだから、被告東電が本件和解案を受諾するものと信頼していた浪江町民である原告らの正当な期待を侵害したといえ、不法行為に基づく損害

賠償責任が生じる。

以下では、本件和解案の拒否による被告東電の賠償責任について、どのような法的根拠に基づき責任が認められるかについて論じる。

第2 信義則上の義務違反による賠償責任

1 信義則に基づく責任であること

契約成立前の法律関係においては、合意による規律のほか、信義則による規律がある。信義則は、条文上は「権利の行使及び義務の履行」についての規範であるが（民法1条2項）、判例及び学説によれば、契約の履行段階だけではなく、契約締結段階にも及ぶものと解されている（甲C24・中田裕康『契約法』（有斐閣、2017年）134頁）。

そして、契約締結前における信義則の適用としては、「契約締結上の過失」による責任があげられる。これは、契約の準備交渉段階に入った当事者間の関係は、なんら特別の関係のない者の間の関係よりも緊密であるから、そのような関係にある当事者は、相手方に損害を被らせないようにする信義則上の義務を負い、自らの責めに帰すべき事由によりその義務に違反して相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対し損害賠償責任を負うという理論である（甲C25・『新注釈民法（10）II債権の目的・効力（2）』（有斐閣）91頁）。

判例においても、「当事者間において、契約締結の準備が進捗し、相手方において契約の成立が確実なものと期待するに至った場合には、その一方の当事者としては、相手方の期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努めるべき信義則上の義務があるというべきであって、一方の当事者が右義務に違反して相手方との契約の締結を不可能ならしめた場合には、特段の事情がない限り、相手方に対する違法行為として相手方の被った損害につきその賠償の責めを負うべきものと解するのが相当である」とされている（最高裁判所昭和58年4月19日判決・民集138号611頁参照）。

このように、「契約締結上の過失」理論は、契約成立前であっても緊密な関係にある当事者間において、一方当事者の先行行為があり、それによって、相手方当事者に期待や信頼が生じた場合には、その期待や信頼は法的保護に値するものといえ、一方当事者は、相手方当事者の期待や信頼を侵害しないようにすべき信義則上の義務が生じることを示唆している。

そして、一方当事者がかかる信義則上の義務に違反し、相手方当事者の期待や信頼を侵害した場合には、相手方当事者に対し、不法行為に基づき損害賠償責任を負うとするのである。

また、特に相手方当事者の期待や信頼を保護すべき社会的要請が強い事案については、契約自由の原則も制限され、一方当事者において信義則上の義務が生じやすいといえる。

2 信義則上の義務が生じる要件について

上記契約締結上の過失理論及び同理論の背景にある信義則に基づく法的責任の根拠を踏まえると、①当事者間の緊密な関係、②社会的要請、③一方当事者の先行行為、④相手方当事者の期待や信頼が認められる場合には、一方当事者は、信義則上の義務を負うものといえ、かかる信義則上の義務に違反したときは、相手方当事者に対し不法行為に基づき損害賠償責任を負うといえる。

本件では、被告東電の本件原発事故により、原告らは否応なく被害者の立場に立たされ、避難生活を送りながら同時に被告東電に対し損害賠償請求することを余儀なくされた。

そのため、本件原発事故の加害者・被害者という緊密な関係が生じたものである。

また、被告東電は、原賠法により無過失責任を負うが、本件原発事故における被告東電の加害態様は悪質であり、原告らの被った被害は甚大であることから、原告らに対する賠償は迅速かつ適正に行われるべき社会的な要請が強かつ

た。

そして、そのために創設されたのがADR手続であり、被告東電は、ADR手続による和解仲介案の尊重を表明した上で、国から多額の賠償原資を受け取り、実際にも、多くのADR手続において和解案を受諾し、和解案に基づく賠償を実行していた。

このような状況の下、原告らは、原発事故賠償の早期解決を期待してADR手続を行ったのであり、また、かかるADR手続により本件和解案が提示されたことから、被告東電が本件和解案を受諾し、早期解決することを期待したのであった。

つまり、本件においては、本件で問題となっている被告東電の行為は、①被告東電には原賠法上無過失の賠償責任が認められていること、②被告東電の本件原発事故の加害者としての地位、責任及びその重大性、③原発ADR制度によって簡易迅速な賠償が要請されていること、④東電による賠償の公共性、⑤東電の和解仲介案尊重の表明、⑥原発ADRによって多数の和解が成立していること、⑦浪江町民の原発ADRによる早期解決への期待があったことを根拠に、本件原発事故では和解仲介業務規程第28条第4項のいわゆる「諾否の自由」の適用が制限され、その結果、被告東電には、原紛センターから提示された和解案の受諾を拒否できず、原告らによる和解契約成立への期待ないし信頼を侵害しないという信義則上の義務が認められることになる。

第3 被告東電には信義則上の和解案受諾義務があること

1 被告東電の加害者としての高度の責任

(1) 原子力事業者の責任（無過失責任・無限責任・責任集中）

原子力事業者は、原子力損害に無過失賠償責任を負っている（原賠法3条1項）（甲A10・105～106頁）。

また、原子力損害が生じた場合には、過去の原発事故、本件原発事故に見

るよう、多大な損害額が生じることが想定されるが、原子力損害についての原子力事業者の賠償責任に限度額はなく、不法行為の一般原則に倣い、無限責任を負う。

さらに、原子力損害について、法律上、原子力損害について原子力事業者以外に責任がないこと（原賠法4条1項）、製造物責任法が適用されていないこと（同条3項）が明記されており、原子力事業者への責任集中が定められている。

これらの責任原則は、既に訴状第3・2（147頁）に述べた通り、被害者保護の観点及び危険責任の観点を基礎とするものであり（甲A10・106頁）、原子力損害が生じた場合の原子力事業者の責任は、通常の一般不法行為の責任よりも、さらに重く、誠実かつ適切に賠償を行う高度の法的義務が認められる。

（2）被告東電は「加害者」であり、加害態様が悪質であること

本件原発事故は、被告東電の故意・重過失によって発生したものである。

被告東電は、原子力発電所という高度な危険が内在する施設の設置・管理を担う立場にありながら、その注意義務を怠り、東北地方の広域に渡って放射能被害を及ぼし、大多数の地域民を故郷から避難せしめた。

本件の加害態様は、原子力事業者として、原子力事業の危険性を放念し、危機管理体制としてあるまじき杜撰なもので、原子力発電所設置地域及び同周辺地域、ひいては全国民の生命・身体の安全を軽視した、極めて悪質なものであると評価せざるを得ない。

したがって、原子力事業者が負う前記第3・1（1）に述べた一般的な無過失賠償責任以上に、本件原発事故における被害賠償において、被告東電の負う責任はより一層高度なものである。

（3）本件原発事故による被害結果が甚大であること

本件原発事故による被害は、東北地方の広域に渡るものであり、その被害

範囲として、前代未聞の規模であることは周知のとおりである。それに伴い、被害を受けた被害者数も、極めて多数に上る。

また、本件原発事故による被害の程度は、地域の生活を根こそぎ奪うという点でも極めて深刻なものであり、被害地域に与えた影響は甚大であり、計り知れない。

さらに、本件原発事故から、既に9年余りが経過しているが、今も、帰還困難地域として居住できない地域が広範囲に渡って存在しており、被害の時間的規模においても、深刻かつ甚大なものである。

本件原発事故による被害結果は、量的・質的・時間的、いずれの範囲においても、これまで誰も経験したことのない、甚大、深刻、大規模なものであることは争いの余地がない。

(4) 小括

以上のとおり、原子力事業者が原子力損害に対する賠償につき、無過失責任・無限責任を単独で負う（責任集中）という一般原則に加え、本件原発事故が被告東電の故意に比肩すべき重過失による加害行為に起因するものであること、被害結果が前代未聞の規模・程度であること等に鑑みれば、被告東電は、本件原発事故による被害に対して、一般原則に加えて、より一層、適正な賠償による被害救済に尽力すべき極めて高度の法的義務を負っている。

2 本件原発事故における賠償制度の制度趣旨から被告東電には迅速・適正賠償に応じることがより強く求められること

(1) はじめに

本件原発事故は、未曾有の被害を生じさせた。被告東電は、本件原発事故による被害者の数及び損害額の両面において、全ての原発被害に対して適正賠償を行うための手続面・資金面での対応能力を超えていることは自明であった。

そこで、原賠法18条1項に基づき原賠審が設置され、原紛センターをはじめとする簡易迅速な適正賠償に係る制度構築が行われた。

また、原賠法16条1項に基づき、原子力損害賠償支援機構法（以下「機構法」という。）が制定され、原子力損害賠償支援機構（現・原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下「支援機構」という。）が設立され、被告東電に対する賠償原資としての公的な資金援助が行われることとなった。

被告東電がこれらの制度に則り、国の手続的支援及び費用面の資金の支援を受けながら原発賠償を行っていることに鑑みれば、被告東電には、本件原発事故の被害者に対し、迅速かつ適正賠償に尽力すべき高度の法的義務が存在することは明らかである。

以下、その具体的な内容について詳述する。

（2）簡易・迅速・適正賠償を目的としてADR制度が構築されたこと

原子力賠償について、原子力事業者は私人であることから、原子力損害が生じた場合であっても、契約自由、私的自治が妥当し、原則は、通常の損害賠償と同様に、紛争当事者に委ねられると考えられる。すなわち、双方の被害に対する認識に齟齬・隔たりがあり、話し合いで解決が困難な場合には、最終的には裁判での解決を図るほかない。

しかし、原子力損害が生じる場合、多数の被害が想定される。そのような多数の被害について、争いのある全件につき裁判で解決を要することとなれば、迅速な適正賠償の実現は極めて困難となり、被害救済が実現しないばかりか、原子力事業者も裁判対応に多大なコストがかかることとなり、適正賠償のあるべき姿からは程遠いものとなる。

そこで、原子力損害が発生した場合、国は、文部科学省に原賠審を置き、原子力損害の賠償に関する和解の仲介、自主的な解決に資するための一般的な指針の策定等を行うことができる（原賠法18条1項）。これは、原子力事業者と被害者との法的知識・専門知識の差、交渉力の差、損害立証の困難

さにより救済が受けられない被害者の救済、交渉力による被害者間の賠償の不平等是正等によって、迅速・適正賠償を実現することを目的に規定されているものである。

本件原発事故においても、原賠審が設置され、紛争解決のための制度的基盤が策定されたものであり、具体的経緯は以下の通りである。

- 平成23（2011）年4月11日、原賠審が設置される。
- 平成23（2011）年8月、原賠審の事務の一部である和解の仲介手続を円滑かつ効率的に遂行するために、原賠審内に、総括委員会が設置される（甲A16・「原子力損害賠償紛争審査会の和解仲介の申立ての処理等に関する要項」第1条第1項）。
- 同月、上記総括委員会、仲介委員による単独または合意体の和解の仲介手続を実施主体であるパネル、文部科学省原子力損害賠償紛争和解仲介室により構成される原紛センターが設置される（甲A17・「原子力損害賠償紛争解決センター組織規程」第1条）。
- 同月、総括委員会により、原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、原紛センターが業務を的確に遂行するための必要な事項を定めることを目的として、和解仲介業務規程（甲A9）が策定され、同規程に基づきADR制度が運用されることとなった。

以上のとおり、総括委員会を主軸とする原紛センターでの上記ADR制度（甲C26・原子力損害賠償紛争解決センター組織概要）は、本件原発事故が、被害規模及び被害者数が大規模であることに鑑み、簡易迅速に適正な賠償を行うことを目的として国によって構築されたものである。本件原発事故は、一企業が個別に対応できる範囲を超えていることは自明であり、全件において裁判が利用されたとすれば、被告東電の対応できる範囲を遥かに超えていることは明らかであった。そのため、被害者の救済及び被告東電の賠償の手続面での支援を以って、簡易・迅速な適正賠償を実現するために構築さ

れた。

このような制度構築の趣旨を踏まえ、被告東電は、このADRを利用して原発賠償を行っていく以上、手続面においてその利益を享受していることに鑑み、同手続内において、簡易迅速な適正賠償に務めるべき高度な法的義務を負うと言うべきである。

(3) 賠償原資に国費が投入されていること

ア 原賠法上の政府による援助（原賠法16条1項）

原子力事業者は、実際に原子力損害が生じた場合に迅速かつ確実な被害者の救済を図るため、基礎的資金を一定程度確保することができるよう、あらかじめ損害賠償措置を講じることが義務付けられており（原賠法7条）、これがない場合、原子炉の運転は許されない（原賠法6条）。同条項で義務付けられる損害賠償措置の額（賠償措置額）は、事業内容・事業規模によって異なる（なお、原子炉の運転は最大1200億円とされている。）。

これに対して、原子力事業者は、既に述べた通り原子力損害に対して無限責任を単独で負う。そのため、原子力損害の賠償額が上記賠償措置額を超える場合には、原子力事業者が自らの資金原資で全ての被害弁償を行うことが困難な場合も想定される。そこで、損害賠償額が賠償措置額を超え、かつ、原賠法の目的（被害者の保護、原子力事業の健全な発達）を達成するために必要と認められるときには、国会に議決の範囲内で、政府が必要な援助を行うことができる（原賠法16条1項）。

このことは、被害者の適正賠償を実現することを目的として、第一義的に原子力事業者が責任を負うことは前提としつつも、被害救済のために、国が必要な援助を行う余地を規定したものである。

イ 原子力損害賠償支援機構の設立経緯

本件原発事故における賠償額は、前記賠償措置額1200億円を超えることは明らかであったことから、原賠法16条1項による政府の援助が実施さ

れた。具体的経緯は以下の通りである。

平成23（2011）年5月10日、被告東電は、自ら、国に対し、原賠法16条1項に基づく国による援助を求めた（甲C27の1・被告東電「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」）。

同年8月、国は、上記を受けて、本件原発事故賠償の迅速かつ適切な実施を主な目的として、機構法を策定し、同年9月、支援機構を設立した。

同法の策定および支援機構の設立により、被告東電は、本件原発事故の賠償において、種々の公的支援を受けることとなった。

なお、機構法の策定及び支援機構の設置に先立ち、政府は、被告東電に対し「貴社から受けた要請については、貴社において次の措置が取られることを確認したい」として、「①賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること。」という項目の他、経費削等の6項目の事項について、確認を求めた（甲C27の2・「確認事項」と題する書面）。これに対し、被告東電は、「平成23年5月10日付で頂戴いたしました『確認事項』については、了承させていただきます。」と回答している（甲C27の3・被告東電作成文書）。すなわち、機構法及び支援機構は、このような被告東電の「迅速かつ適切賠償の確実な実施の確約」を前提条件として制定ないし設立されたものである。

ウ 機構法による支援

（ア）資金援助

支援機構は、原子力事業者に対して、①資金交付、②株式の引受け、③資金貸付、④社債又は約束手形の取得、⑤債務の保証の資金援助をすることができる（機構法41条～43条）。資金援助を受けた原子力事業者には、返済義務はない。これらの資金援助は、原子力事業者間の相互扶助によるものであり、原子力事業者が支援機構に対して積み立てる一般負担金及び支援機構の金融機関からの借入を原資としている（機構法38条～40条）。原

子力事業者による一般負担金は、電気料金の原価に算入することが可能であり、国民の電気料金に転嫁されるものである。

(イ) 特別資金援助

政府から交付された国債を償還することにより確保した資金を原資として、支援機構から原子力事業者に資金援助をする特別資金援助という制度もある（機構法45～47条）。この資金援助についても、資金援助を受けた原子力事業者に返済義務はない。

特別資金援助を受ける原子力事業者は、支援機構と共同で特別事業計画を作成して主務大臣の認定を受けなければならない。また、支援を受ける事業者は、一般負担金のほかに特別負担金を機構に納付しなければならない。

(ウ) 資金交付

前記（イ）記載の国債交付がされても資金に不足が生じるおそれがある場合（機構法51条）、また、「国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずる恐れがあると認められる場合」（機構法68条）、政府は、支援機構に対して必要な資金を交付することができる。

この機構法51条及び68条の資金交付は、後に述べる国庫納付の上限額に含まれないため、実質、国民負担となる。

支援機構は原子力事業者に対して、この資金交付を原資として、資金援助等をすることができる。

(エ) 国庫納付

支援機構は、交付国債の償還額に達するまで、損益計算の結果生じた利益を国庫に納付する義務がある（機構法59条4項）。すなわち、政府から支援機構を通して行われてた原子力事業者への費用支援は、一般負担金及び特別負担金を通じ、実質的には原子力事業者から回収される仕組みにはなっている。

しかし、一般負担金は消費者の電気料金に算入できること、政府は交付国

債の償還に当たって金融機関からの借入を行っており、当該利息部分は政府予算から捻出されること、また、（ウ）の機構法51条又は68条に基づく資金交付は、国庫納付義務の金額に含まれないため原子力事業者からは回収されず、政府予算からの捻出になること等から、実際には、同法に基づく資金援助は、国民が電気料金及び税金を通して、賠償原資となる費用を負担していると評価し得る仕組みになっている。

工 被告東電に行われた資金援助

実際、本件原発事故に関連して、政府から支援機構に対して交付された国債は平成30年まで累計13兆5000億円にも上り、支援機構は同国債を平成30年までに8兆7966億円を現金化して、被告東電へ特別資金援助を行っている。また、実質、原子力事業者の負担を伴わない機構法68条による資金交付も平成30年までに1990億円も行われている。

※ 以下の表1～3は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構「平成30年事業年度事業報告書」（甲C28）をもとに原告ら代理人が作成したものである。

<表1：政府から支援機構に対する資金交付>

年度	国債交付	国債償還	法68条 資金交付
平成23	5兆	6636億	
平成24		1兆5677億	
平成25		1兆4557億	
平成26	4兆	1兆443億	350億
平成27		1兆2127億	350億
平成28		1兆1418億	350億
平成29	4兆5000億	9406億	470億
平成30		7702億	470億
合計	13兆5000億	8兆7966億	1990億

<表2：支援機構から被告東電に対する資金援助>

年度	株式引受け	資金交付 (特別資金援助)
平成23		6636億
平成24	1兆	1兆5677億
平成25		1兆4557億
平成26		1兆443億
平成27		1兆2127億
平成28		1兆1418億
平成29		8939億
平成30		7970億
合計	1兆	8兆7767億

才 資金回収の実績

上記に対して、原子力事業者及び被告東電から回収された一般負担金及び特別負担金は、合計1兆400億円程度であり、支援機構から国への国庫納付金も平成30年までで1兆4859億1900万円である。

国民の負担を伴わない、被告東電が負担する特別負担金のみを見れば、約9兆円に上る被告東電への援助に対して、被告東電から返済された国民の負担を伴わない特別負担金は4100億円程度である。

<表3：資金回収の実績>

年度	一般負担金			特別負担金 (東電のみ)	国庫納付金 (支援機構→国)
	東電	他社計	小計		
平成23	—	—	—	—	—
平成24	284億	531億	815億	—	799億9200万
平成25	388億	620億	1008億	500億	973億2200万
平成26	567億	1063億	1630億	600億	2097億8900万
平成27	567億	1063億	1630億	700億	2540億1900万
平成28	567億	1063億	1630億	1100億	2639億2500万
平成29	567億	1063億	1630億	700億	3043億500万
平成30	567億	1063億	1630億	500億	2765億6500万
合計	3507億	6466億	9973億	4100億	1兆4859億1900万

力 小括

以上の実態を見れば、賠償原資として確保された大規模な資金は、政府からの国費投入によるものであり、それらは、実質的には国民の電力料金による負担及び政府予算としての国民の税金による負担である。

これらの事情に鑑みれば、本件原発事故賠償において、被告東電は、一民間企業として自由意思で原発賠償に取り組む立場にあるものとは到底評価しえず、本件原発事故賠償の場面においては、被告東電の私的自治による自由裁量は極めて減縮されるものと考えられる。

すなわち、被告東電は、本件原発事故賠償について、裁判に至る以前の和解交渉及びADR手続において、迅速かつ適正賠償に尽力すべき、いわば公共的な色彩を帯びた立場にあり、迅速かつ適正賠償に努めるべき極めて高度な法的義務を負うべき立場にある。

(4) 特別事業計画による和解仲介案尊重の表明

ア 特別事業計画

被告東電は、平成30（2018）年の時点において、約8兆7767億もの特別資金援助を受けているが、特別資金援助を受けるためには、既に述べたとおり、支援機構と共同で特別事業計画を策定し、主務大臣に認定を受けることが義務付けられている（機構法45条1項）。被告東電も、都度、支援機構と共同で特別事業計画を策定・申請し、主務大臣からの認定を受けてきた。

特別事業計画は、損害賠償の迅速かつ適切な実施が確保されること、経営合理化などの資金確保につき最大限の努力が尽くされること、を主要な項目として、必要的記載事項が定められている（機構法45条2項）。これは、実質国民負担による政府予算を多額に受ける制度であることからすれば、当然の要請である。

また、認定された特別事業計画は原則公表される（同法45条6項）。さ

らに、認定後、主務大臣は、履行確保のために履行状況につき認定事業者に対し報告を求め、必要な措置を命じることができる（同法47条1項）。これらの規定は、多額の資金援助を受ける以上、特別事業計画の内容の遵守が当然の前提となっていることの現れである。認定された特別事業計画の遵守は、いわば援助を受けた原子力事業者の国民に対する義務ともいえる。

イ 被告東電の特別事業計画における「和解仲介案の尊重」の表明

既に訴状第3・4（148頁）にも述べたところであるが、本件和解案提示前の特別事業計画において、被告東電は、以下のような内容を記載している。

平成23（2011）年10月28日付申請、11月4日付認定の特別事業計画においては、「親身・親切な賠償のための5つの約束」を掲げ、

「一 迅速な賠償のお支払

二 きめ細やかな賠償のお支払

三 和解仲介案の尊重

四 親切な書類手続き

五 誠実なご要望への対応」

として、「被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、紛争審査会において提示される和解案については、東電として、これを尊重することとする」としている（甲C16・17頁、19頁）。

平成24（2012）年4月27日付申請、5月9日付認定の総合特別事業計画においては、引き続き、「和解仲介案の尊重」「和解案の尊重と迅速かつ柔軟な対応」を掲げている（甲C17・32頁、38頁）。

平成25（2013）年12月27日付申請、平成26（2014）年1月15日付認定の新・総合特別事業計画においては、新たに3つの誓いを掲げ、その1つとして「和解仲介案の尊重」を継続してあげた。また、「紛争審査会の下で和解仲介手続を実施する機関である原子力損害賠償紛争解決セ

ンターから提示された和解仲介案を尊重する」と、宣言した（甲C18・35～36頁）。

平成27（2015）年5月11日付申請、同月18日付認定の新々・総合特別事業計画においては、「新・総特で掲げた「3つの誓い」に基づき、迅速かつ適切な賠償を実施していく」「原子力損害賠償紛争解決センターから定時された和解仲介案を尊重する」と明確に表明した（甲C19・10～11頁）。

いずれの特別事業計画認定後も、被告東電は、支援機構から多額の資金援助を受けている。

ウ 「和解仲介案の尊重」の意味

被告東電が繰り返し述べる「和解仲介案の尊重」の具体的意味は、合理的意思解釈をすれば、特別資金援助を受けること及び原紛センターでのADR手続を利用した上で紛争解決を図ることを前提に、被告東電が原紛センターから提示された和解仲介案を原則受諾することを意味し、合理的理由なく受諾を拒否しないということを誓約する内容であると解釈できる。

したがって、既に述べたとおり、被告東電が特別事業計画を遵守し、拘束されるべき立場にあることを前提にすれば、被告東電は特別事業計画内で繰り返し表明してきた和解仲介案の尊重、すなわち、原則として和解仲介案を受諾し、合理的理由なく受諾を拒否しないという意思表明に拘束されるものと評価できる。

（5）小括

以上に述べてきたとおり、本件原発事故による被害は、一民間企業である被告東電が、自力で全原発被害者の適正賠償を貫徹することは、手続面でも、資金面でも対応可能な規模・範囲を遥かに超えており、極めて困難な状況であった。

そこで、手続面では原賠内に原紛センターが設置され、簡易迅速な適正賠

償を実現すべき制度が構築され、被告東電は、同手続を利用して被害弁償の手続を行うこととされた。また、資金面では、国によって機構法及び支援機構が制定ないし設立され、被告東電は、多額の国費投入を受け、被害賠償に充てられることとなった。

これらの事実を前提にすれば、被告東電、原発賠償において、簡易・迅速・適正賠償に務めるべき極めて高度な法的義務を負うことは当然の帰結である。すなわち、被告東電は、本件原発事故の賠償の場面においては、一定の公的立場として迅速かつ適正賠償を行うべき高度の法的義務を負うといえる。

加えて、被告東電は、特別資金援助を受けるための特別事業計画において、「和解仲介案の尊重」を繰り返し表明してきた。同特別事業計画が多額の国費投入の条件となっていることに鑑みれば、作成主体である被告東電は、同計画内に記載されたことの遵守義務を負うと評価できる。したがって、被告東電は、自らの表明した「和解仲介案の尊重」という意思表示によって、原紛センターの提示した和解仲介案を原則受諾する義務があり、合理的な理由なく拒否することは許されない。

3 浪江町民において本件和解案受諾への相当高度の期待・信頼があり、同期待・信頼が合理的で法的保護に値するものであること

(1) はじめに

浪江町民は、被告東電が本件和解案を受諾することについて、本件和解案が提示された平成26（2014）年5月26日時点から、相当高度な期待ないし信頼を継続して有していた。この期待ないし信頼は、以下に述べるとおり、客観的にも合理的なものであるとともに、その程度は極めて高く、本件原発事故の被害者として痛切・切実なものであった。

したがって、浪江町民の期待ないし信頼は、法的保護に値するものである

ことに疑いの余地はない。以下、その具体的根拠となる事実を述べる。

(2) 和解仲介案尊重の対外的表明

被告東電は、既に訴状第3・4（148頁以下）及び本書面第3・2（3）に述べてきたとおり、機構法の特別資金援助を受ける前提として策定した特別事業計画において、繰り返し「和解仲介案の尊重」を表明してきた。同事業計画は主務大臣からの認定を受けた後、公表され（原賠法45条6項）、被告東電自らもHPにおいて大々的に同内容を掲載してきた。当然、被告東電がこのような表明を繰り返ししていることは、浪江町民は充分認識していた。

また、被告東電の掲げる「和解仲介案の尊重」の意味するところは、既に述べたとおり、和解仲介案が提示された場合、被告東電側は原則受諾することを意味すると評価するのが客観的合理的な解釈である。このような意思表明がされていることを前提にすれば、ADR手続に臨む被害者からすれば、国の設置した原紛センターから和解仲介案が提示された場合、国費援助を受けている被告東電が当該和解仲介案を拒否するなどとは到底想定できず、当然受諾するものと考える。すなわち、自らが拒否しない限り、和解仲介案に沿った和解が成立することを前提に手続に臨む。

さらに、被告東電は「和解仲介案の尊重」という内容を、5つの「お約束」や、3つの「誓い」などと謳い、あたかも、その内容を必ず守るかのような強い言葉で表現し、意思表明している。このことを前提にすれば、原紛センターにおいて適正な手続を経て提示された和解仲介案を自らの独自の判断で受諾を拒否するなどと、客観的には想定できるものではない。

したがって、被告東電の「約束」「誓い」としての和解仲介案の尊重という意思表明によって、浪江町民は、ADR手続において、和解仲介案が提示された場合には、被告東電は当然に受諾することを期待ないし信頼しており、町側が受諾する限りにおいて、和解仲介案に沿った和解が成立することを想

定していた。

(3) 被告東電が和解仲介案を受諾していること

ア 被告東電が高い割合で和解仲介案を受諾していること

原紛センターのADR申立が開始された平成23（2011）年9月1日から、同センターへの申立ては、毎年あたり数千件に及んでおり、累計申立件数は、平成23年で521件、平成24年で5063人件、平成25年で9154件、平成26年で1万4371件、平成27年で1万8610件にも及んでいた（以下の表4：甲C29・「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書」5頁表2抜粋）。

【表4：甲C29・5頁表2の抜粋】

平成23年から令和元年までの推移

期間別申立件数 (累計)	平成23年 521	平成24年 4,542 (5,063)	平成25年 4,091 (9,154)	平成26年 5,217 (14,371)	平成27年 4,239 (18,610)

これに対して、平成24（2012）年3月時点で、被告東電が和解仲介案を拒否した事例は、被告東電の社員又は同家族からの申立て以外には存在せず、和解仲介案はほぼ全てにおいて受諾されていた。すなわち、浪江町集団ADRが申し立てられた時点で、提示された和解案を被告東電が拒否することは想定できなかった。

また、平成29（2017）年に至るまで、東電が和解案を拒否したこと理由に打ち切りとなった事案は、各年度の既済件数の0.2%～0.8%と極めて少数であり（以下の表5【甲C29・16頁表6抜粋】）、かつ、全件が被告東電の社員又は同家族からの申立てであった（甲C29・16頁本文）。

【表5：甲29・16頁表6の抜粋】※マーカーは原告ら代理人による。

平成26年から令和元年までの主な和解打切り理由の内訳

期間別既済件数	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
(既済件数の内訳) 和解成立	5,054	4,281	3,403	2,132
取下げ	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)
却下	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解打切り	0 (0.0%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)
(和解打切り理由の内訳) 申立人の請求権を認定できない	300 (5.9%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)
申立人が和解案を拒否した	177 (3.5%)	120 (2.8%)	82 (2.4%)	74 (3.5%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)

以上の事実を前提にすれば、平成26年3月の本件和解案提示時点において、被告東電が本件和解案を受諾することへの期待ないし信頼は相當に高く、平成29年まで、極少数の被告東電の社員又は同家族からの申立ての場合を除いて、和解案拒否による打ち切り事案が存在しないことに鑑みれば、本件和解案が成立することへの期待は、平成29年の時点においても失われていなかった。

イ 集団申立においても多数の和解成立事例が存在していたこと

さらに、上記のような被告東電の和解仲介案の受諾の状況は、集団申立においても、同様であった。下記のとおり、複数の集団申立てで被告東電は、和解案を受諾していた。

- ① 南相馬市原町区（旧緊急時避難準備区域）の住民34世帯130人が慰謝料、避難費用等の賠償を求めて集団申立てた事例では、原発事故によって原町区の経済的基盤の重要な部分を棄損され、商店や医療介護施設の不足に苦しめられ、これを補充するような措置も講じられなかつたこと、物流の悪化・物資の入手困難に伴う物価上昇にも苦しめられたことに鑑みれ

ば、原町区住民の日常生活は避難生活に匹敵する程度に不自由なものであったとして、自宅滞在者一人につき月額10万円（平成23年3月11日～平成23年9月30日（緊急時避難準備区域の指定解除まで））及び月額8万円（緊急時避難準備区域の指定解除後～平成24年2月29日まで）を認めた和解案が提示された（甲C30の1・平成24年4月16日付和解案提示理由書）。平成24（2012）年6月4日、被告東電は当該和解案を受諾した。

- ② 南相馬市原町区ひばり太田地区の事例で1人月額10万円（平成23年3月～平成24年8月、ただし、同年9月以降も特段の事情があれば継続される。）の慰謝料を認める和解仲介案が提示され、被告東電は受諾した。
- ③ 飯館村長泥行政区（計画的避難準備区域→帰還困難区域）の住民50世帯180人が、被ばく不安慰謝料として1人500万円の賠償等を求めて集団申立てをした事例において、原発事故発生後、政府の避難指示がないまま、旧警戒区域と同程度の放射線量であった飯館村長泥地区にとどまり続けた申立人が、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、また、今後も抱き続けるであろうと認められること、この不安や恐怖は、飯館村長泥地区と同程度ないしより低い放射線量の地域の住民が本件事故から数日以内に低線量地域へ避難することができたことと対比すれば、他の避難者等対象者一般と比べて量的にも質的にも異なるから、その精神的苦痛は中間指針に規定する精神的苦痛に対する慰謝料の目安額では評価し尽くされていないとした。その結果、平成23（2011）年3月15日以降の放射線量が高かった期間につき、長泥地区に2日以上滞在した者に対し、1人50万円（放射線への感受性が高い可能性があるとされる妊婦及び子どもは100万円）の慰謝料の増額を認める和解案が提示された（甲C30の2・平成25年5月24日付和解方針に関する連絡書）。平成26（2014）年2月7日、被告東電は当該和解案を受諾した。

- ④ 南相馬市小高区（旧警戒区域→概ね避難解除準備区域）の住民193世帯606人が、コミュニティ一喪失による慰謝料や避難費用等の賠償を求めて集団申立をした事例では、生活費一部の増加分の定額化（証明できれば実費賠償）、疎明資料の大幅な簡略化の報告制を打ち出した和解案が提示され、同和解案に沿って、手続がすすめられた。
- ⑤ 川俣町山木屋地区（計画的避難準備区域→居住制限区域、避難解除準備区域）の住民55人が土地・建物の賠償を求めて集団申立をした事例では、帰還困難区域と同等に土地・建物の全損扱いを認めた和解案が提された。平成26（2014）年3月14日、被告東電は当該和解案を受諾した。
- ⑥ 飯館村蕨平行政区（計画的避難準備区域→居住制限区域）の住民33世帯111人が避難に伴う慰謝料、財物損害賠償、被ばく不安慰謝料の賠償を求めて集団申立てをした事例においては、帰還困難区域に指定された飯館村長泥地区よりも高い放射線量が検出された地区が混在していること、風評被害が相当長期間続くことが容易に想像されること等からすれば、申立人らは少なくとも平成29（2017）年3月までに蕨平地区に帰還することは困難だとして、宅地・建物は全損扱いとすることを認める和解案が提示された（甲C30の3・平成26年3月20日付和解案提示理由書）。平成26（2014）年7月17日、同年11月25日、被告東電は、当該和解案を受諾した。
- ⑦ 特定避難勧奨地点周辺の伊達市靈山町小国地区・坂ノ上・八木平地区、月舘町相葭地区の住民330世帯1008人が1人月額10万円の慰謝料を求めて集団申立てをした事例においては、申立人ら共重区域で相当程度高い放射線量が検出されたことから、放射線被ばくへの恐怖や不安・実生活上の様々な制限・制約は通常の自主的避難者等よりも大きいと考えられるところから、被ばく不安・実生活制約慰謝料として1人月額7万円を認める和解案が提示された（甲C30の4・平成25年12月20日付和解案提示理由書）。

理由書）。平成26（2014）年2月7日、被告東電は当該和解案を受諾した。

このように、被告東電は、複数の集団申立において、本件和解案が提示された平成26（2014）年までの間、継続して、仲介委員より提示された和解仲介案を受諾し、その宣言どおり和解仲介案を尊重する姿勢を示してきた。

ウ 小括

以上のとおり、被告東電は、大多数にのぼる申立件数のうち、ほぼ全件で和解仲介案を受諾してきた。浪江町集団ADRと同様の集団申立であっても、それは例外でなかった。このことからすれば、被告東電が浪江町集団ADRの手続においても、提示された和解仲介案を受諾することにつき、浪江町民らが期待ないし信頼を抱くことは極めて自然なことである。

（4）その他実際の和解への期待を示す各種事実

ア 浪江町民のADRへの参加者数

浪江町集団ADRは、平成25（2013）年4月に、町民に対して、参加希望者を募る参加申込書を発送した。参加申込書の返送が始まってから2週間程度ですぐに5000世帯を超える、最終的には、町民の7割強である約6400世帯、約1万5700人の参加申込みがあった（甲C31・添付資料3）。

これは町の予想を遙かに超えるものであり、町民にとって、直接請求による被告東電からの現状の賠償が不十分であり、さらなる被害救済を必要とする声が大きいこと、町民の浪江町集団ADRに対する期待が強かつたことを示唆する。

さらに、参加申込書を郵送することで町が代理にして申立をすることから、

個別では賠償請求に立ち上がりがれない高齢者であっても、身近な自治体である町の協力を得て参加することができ、高齢者の参加も多かった（甲C31）。浪江町集団ADRが、この点において、大きな意義を有していたことも示している。

イ ADR手続における町民の協力

浪江町集団ADRでは、町民に「精神的損害実態調査アンケート」を実施し、同アンケート9384通を分析した「浪江町被害実態報告書」を作成、浪江町集団ADR申立時に提出をした。

また、和解仲介手続が開始して以降、被害立証のため、約15人の町民に、口頭審理において意見陳述をしてもらい、自らの実際の被害の現状を語り、被害救済を求めた。口頭審理の意見陳述以外でも、延べ約150人の陳述書の作成、電話聴取書の作成を行い、同書面においても、町民が被害の現状を訴えた。

平成26（2014）年1月、浪江町集団ADRの仲介委員が、浪江町全域を視察し、浪江町民が避難生活を送る仮設住宅を訪問する現地調査が実施された。当該現地調査においても、多数の町民が自らの被害を訴え、仲介委員に切実な声を届けた。

これらの手続は、当然、浪江町集団ADRの申立内容について、和解仲介案を提示するための手続として行われた。浪江町民らは、仲介委員に自らの被害実態を理解してもらい、適正賠償の実現のために、同手続に協力していた。すなわち、多数の町民の協力は、仲介委員が被害を反映した和解仲介案が提示されれば、被告東電が受諾することへの信頼のもと、被害実態の立証に尽力していたと評価できる。

ウ 本件和解案提示後の状況

平成26（2014）年3月20日、本件和解案が提示され、同年4月下旬

旬に同内容が公表された。公表日の翌日から3日間は、浪江町集団ADRを担当する町の賠償支援係の電話は、担当者が受話器を置くとコール音が鳴るという様子で、電話問い合わせがやまなかつた。

当該電話問い合わせの内容は、自分が浪江町集団ADRに参加しているかの確認、参加している場合は本件和解案の内容が、いつ、いくら支払われるのかの問い合わせ、参加していない場合に参加を強く希望する旨の問い合わせであった。

これらの反応は、本件和解案が提示されたことによって、和解案と同じ内容の賠償がされたことが決まったとの認識に近い、大きな期待が寄せられていたことを示すものである。（以上について甲C31）

また、本件和解案の提示は、新聞でも大きく報道された（甲C31・添付資料4）。新聞各紙は、本件和解案の内容と、町が受諾方針であることを報道した。また、新聞社説では被告東電に対して、速やかな受諾を求めるものも存在した（甲C31・添付資料4）。これらの新聞報道は、本件和解案の提示は、社会的にも関心が高く、被告東電による受諾が期待されていたことを示している。

エ 浪江町民の本件和解案への同意

浪江町は、本件和解案は、町民の原発被害を100%カバーするものとは考えていなかつたが、清算条項がなく町民に不利益が生じないこと、高齢者が多く存在し、申立以降亡くなる方が増えていたことから、早期解決を目指し、受諾する方向で決断した（甲C31）。

浪江町は、複数の説明会を開催し、本件和解案の内容を丁寧に説明し、町としての受諾方針に理解を求めた。説明会に参加した町民からは、本件和解案が十分なものではないと評価する声もあつたが、原紛センターからの本件和解案が提示されたことを評価する声も多かつた。

平成26（2014）年4月、浪江町は返送期限を5月23日とする本件

和解案受諾に対する同意書を浪江町集団ADRの申立人らに発送した。同期限の時点で、98.6%である6313世帯、1万5402人から和解案受諾への同意書が返送された。最終的には、申立人らのうち99.96%である1万5618人が本件和解案の受諾に同意した（甲C31・添付資料5）。

これだけ多くの浪江町民が本件和解案に即時に同意の意向を示したこととは、本件和解案の提示によって、これまでの手続で自らの被害実態が多少なりとも理解され、和解成立への期待が高まっていたことを表す。

オ 被告東電による和解案拒否以降

平成26（2014）年6月25日、被告東電は本件和解案の受諾を拒否し、本件和解案提示から約4年、度重なる受諾勧告にもかかわらず、6回にわたり本件和解案の受諾を拒否し続けた。

しかし、上記第3・2（3）アのとおり平成29（2017）年まで、被告東電が和解案の受諾を拒否したことによってADR手続が打ち切られた事案は、被告東電の社員又は同家族の申立て以外はなかった。浪江町民らは、本件和解案成立への期待を捨てず、和解案受諾への要請行動を数度にわたり行った。

町民が参加した比較的大きな規模のものとしては、平成26（2014）年7月、急遽決定した被告東電、経済産業省、文部科学省に対するもの、平成28（2016）年2月に被告東電、国会議員に対するものがある。これらの要請行動には、浪江町が呼び掛けた多数の町民が参加した。後者の要請行動には、行政区長、自治会長、その他参加を希望する町民総勢77名が参加した大規模なものであった（甲C31）。このような多数の町民の要請行動への参加は、本件和解案の受諾拒否が不当なものであるという認識だけではなく、本件和解案の被告東電の受諾、和解成立に対する希望が強くあったことが示されている。

カ 浪江町集団ADR打ち切り後の状況

平成30（2018）年4月5日、浪江町集団ADRは、被告東電の長きにわたる本件和解案の受諾拒否によって、打ち切られた。

同時点において、申立人らのうち、亡くなった方は864名にも上る（甲C31）。本件和解案が提示され、被害の実態が認められながらも、被告東電の長期に渡る不誠実な和解案受諾拒否により、賠償を受け取れずに、大多数の方が亡くなった。

浪江町集団ADRの打ち切り以降、浪江町は、個別ADRに関する説明会を33回実施した。しかし、参加者数は延べ426人、申立て数は約400件程度とのことで、町民の数からして極めて少数で、適正賠償からは程遠い状況である（甲C31）。

また、浪江町が行ったアンケートの自由記載欄には、浪江町集団ADRの打ち切りにより、個別にADR申立てすることにつき、積極的になれず、申立てを諦める記載が多数寄せられた（甲C31）。

キ 小括

以上の浪江町集団ADRの経過に沿った事実関係は、浪江町民の浪江町集団ADR及び本件和解案への強い期待が示されているとともに、町民らがADR手続における被害立証に尽力し、同手続内での解決につき信頼を寄せていたことを示している。これに対して、被告東電が行った長期かつ多数回にわたる受諾拒否は、これらの期待ないし信頼を裏切り、被害者にさらなる苦痛を与えるものであったことは疑いの余地がない。

4 小括

以上を踏まえれば、被告東電には、本件原発事故賠償における公的援助を受けている立場、原紛センターでの和解仲介手続の制度趣旨、先行行為としての和解仲介案尊重の表明、町民らのそれらに対する期待なし信頼などの各種事情

を踏まえ、和解成立への期待ないし信頼を侵害しないことについて、信義則上の義務が認められる。

第4 信義則上の義務違反について

被告東電は、正当な理由なく、内容的に手続き的にも合理性のある和解案を拒否した場合には、信義則上の義務としての和解案受諾義務に違反するものとして、損害賠償責任を負う。

被告東電は、本件和解案について、長期に渡って十分な合理的理由もないままに拒否し続けた（甲C5、甲C7、甲C9、甲C10、甲C12、甲C14）。また、原紛センターから、度重なる和解案受諾の口頭及び書面による勧告があったにもかかわらず（甲C6、甲C8、甲C11、甲C13）、拒否の姿勢を固持した。

その結果、本件和解案どおりの内容で和解が成立した1名を除いて、その余の申立人らについては、原紛センターから提示された本件和解案を受諾しないまま、本件和解案の提示からは約4年、申立てからは約5年、本件原発事故からは約7年が経過した平成30（2018）年4月5日、浪江町集団ADRは打ち切られることになった（甲C15）。

したがって、被告東電は、原告らに対し、信義則上の義務としての和解案受諾義務に違反するものとして、損害賠償責任を負う。

第5 信義則上の義務違反に正当な理由がないこと

1 本件和解案が内容的にも手続き的にも合理性を有すること

(1) 内容的合理性

本件和解案は、浪江町の被害実態と合致していること、実際にも被告東電は、原紛センター仲介委員の勧告により、申立人（高齢者）のうち1名について無条件に本件和解案どおりの内容で和解を受諾し、和解が成立したこと、

原紛センター総括委員会は、「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」の中で「和解案に（略）中間指針等から乖離したもの（略）は存在しない」と表明し、本件和解案が中間指針から乖離するものではないことを示し、被告東電の本件和解案の拒否を痛烈に批判している。

以上の事実を踏まえれば、本件和解案が内容的に合理性を有するものであることは明らかである。

（2）手続的合理性

本件和解案は、申立から約10か月の審理期間を経て、原紛センター仲介委員から提示されたものであるが、当該審理手続きにおいては、申立人及び被申立人である被告東電が十分な主張・立証をして、被告東電の反論等も踏まえたうえで適正かつ合理的な手続きを経て提示されたものである。

したがって、本件和解案が手続的に合理性を有するものであることは明らかである。

2 その他正当な理由がないこと

被告東電は、上記のとおり、原紛センターから提示された和解案を尊重する旨自ら積極的に、対外的に表明し続けていたにもかかわらず、何らの合理的理由なく本件和解案を拒否したのだから、被告東電による和解案受諾義務違反について、正当な理由はない

第6 結語

以上のとおり、被告東電は、原告らが本件和解案による和解成立を期待ないし信頼したことにより被った損害について、信義則上の和解案受諾義務に違反し、その損害を賠償する義務がある。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国の7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位②	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O. P. +13m+1mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位①	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO. P. +10mの水位（上記仮定水位O. P. +14mと設計水位O. P. +5. 6mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
L S S	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解中介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解中介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	